

衆議院法務委員会ニュース

【第 203 回国会】令和 2 年 11 月 13 日（金）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・上川法務大臣、高橋文部科学副大臣、三原厚生労働副大臣、小野田法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）稲田朋美君（自民）、大口善徳君（公明）、階猛君（立民）、稲富修二君（立民）、池田真紀君（立民）、寺田学君（立民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

稲田朋美君（自民）

（1） 性犯罪

- ア 強制的性交等罪の暴行・脅迫要件等の性犯罪に関する罰則等の見直しの検討状況及び検討の方向性についての法務大臣の見解
- イ 学校現場で性犯罪・性暴力が行われた場合に刑事告発を義務付けることについての文部科学副大臣の見解
- ウ 学校の教師等による子供の性被害防止のための施策についての法務大臣の見解

（2） 不払養育費問題

- ア 養育費不払解消に向けた検討状況
- イ マイナンバーの活用など養育費の取立てに必要な裁判手続の利便性向上に向けた取組についての法務大臣政務官の見解

（3） 選択的夫婦別氏制度

- ア 民法第 750 条を合憲とした平成 27 年 12 月 26 日最高裁判所大法廷判決において国会での更なる議論の必要性に言及した箇所の概要
- イ 「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定の際に寄せられた選択的夫婦別氏についての主な意見及び夫婦同氏を法律で義務付けている国の有無
- ウ 選択的夫婦別氏の導入に向けた議論を進めていく必要性についての法務大臣の認識

（4） 新型コロナウイルス感染症や性的指向を理由とする差別を防ぐための個別立法の必要性についての法務大臣の認識

大口善徳君（公明）

（1） 不払養育費問題

- ア 公明党の「不払い養育費問題の解決に向けた緊急提言」が反映された法務省の有識者による検討会議の中間取りまとめが出されるなど、子供たちを守るための喫緊の課題である不払養育費問題の解決に向けた検討がされている中、養育費がより確実に支払われるような運用改善や制度の見直しに向けた検討を速やかに進める必要性
- イ 養育費の不払解消に向けた制度見直しを行うために、子の命を守るための重要な権利である子の非監護親に対する養育費請求権等を民法上に明記する必要性
- ウ 制度面の課題を検討するに当たり、エビデンスに基づく対応策を講じるため、我が国の 9 割近くを占める協議離婚の実態、養育費の支払が子に与える影響等についての速やかな実態調査を実施する必要性並びにこの実態調査を行う時期及び具体的な調査内容
- エ 地方自治体の窓口におけるひとり親等に向けた早期の支援・解決を実現できるように法的支援の充実を調査分析する自治体モデル事業において、IT 技術を活用したオンラインでの法的支援など

新たな法的支援の在り方についての検討状況

- オ 上記アの公明党の緊急提言を踏まえ、ひとり親が使いやすい自動的に標準的な養育費額が算定される計算ツールを、法務省が作成し、公開する必要性
 - カ シングルマザーなどが法テラスを利用するに際し、養育費等の問題に精通した弁護士との相談が容易になるよう法テラスの契約弁護士名簿の記載情報を充実させる取組や養育費を含む家事事件について契約弁護士等への研修を確実に実施するための今後の具体的な対応策
 - キ コロナ禍における法テラスのオンラインによる臨時の対応を恒久的なものとする等や生活困窮者が民事法律扶助を活用しやすくするため立替金の返済額の減額等の柔軟な対応を積極的に推進していくことについての法務省の見解
 - ク 不払養育費解消のための手段として、法テラスの業務に、司法書士による書類作成相談を経由した調停・審判等の手続に係る書類作成援助という新たな選択肢を設ける必要性
 - ケ 困窮家庭が多い利用者の家庭裁判所の利便性の向上を図ることと併せて、上記クの新たな選択肢を設けるべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - コ DVや相手と関わり合いたくない等の理由で調停等の期日に出頭することが困難なひとり親が裁判所に行かなくても調停等の手続が実施できるように、法務省、最高裁、日弁連が家事ワーキンググループにおいて検討を行っている、リモート化など利用者の目線に立った調停手続等の在り方についての法務大臣の見解
 - サ 裁判外紛争解決手続（ADR）があまり利用されていない中、AIやIT技術を使ったオンラインによる裁判外紛争解決手続（ODR）を活用して不払養育費の問題を解決していくことについての法務大臣の見解
- (2) 法務省の「ODR推進検討会」において、AIやIT技術を活用したODRは、ADRを更に進化させたものとして推進すべきとの考えに対する法務大臣の見解

階猛君（立民）

- (1) 11月10日の当委員会で法務大臣が述べた「法の支配の貫徹された社会」の意味
- (2) 法令の解釈変更の手続
 - ア 口頭決裁による法令の解釈変更が法の支配の重要な内容である適正手続に反するか否かについての法務大臣の見解
 - イ 適正手続に反する口頭決裁による法令の解釈変更及び運用は問題であるとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 法務大臣は口頭決裁による法令の解釈変更には適正手続上の問題があったと認めるか否かの確認
 - エ 文書決裁ではなく口頭決裁で行った解釈変更の手続及びその過程の協議文書に日付がないことについて法務大臣として異議を述べるべきとの考えに対する見解
 - オ 法務省行政文書管理規則に照らして口頭決裁による法令の解釈変更及びその過程の協議文書に日付がないことは問題がないとする法務省のルールを改めるべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - カ 検察及び法務省の信頼を回復するための文書管理等の在り方の見直しについての法務大臣の決意
- (3) 黒川元東京高等検察庁検事長の不祥事
 - ア 緊急事態宣言下で賭け麻雀を行ったことが法務行政への国民の信頼を損ねたとの考えに対する法務大臣の見解
 - イ 検察庁法の解釈変更をしてまで黒川元検事長の勤務延長を行ったことが法務行政への国民の信頼を損ねたとの考えに対する法務大臣の見解
 - ウ 黒川元検事長以外で勤務延長を行った検察官の存否
 - エ 黒川元検事長の賭け麻雀に対しての処分を懲戒処分ではなく訓告処分にしたことが法務行政への国民の信頼を更に損ねたとの考えに対する法務大臣の見解
 - オ 黒川元検事長の処分の経緯を文書で作成する必要性についての法務大臣の見解

- カ 法務大臣は黒川元検事長の処分の経緯文書の作成は不要との考えかの確認
- キ 検察当局が黒川元検事長の不起訴理由をマスコミに説明した際の会見記録を公表すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- (4) 検察の信頼回復のため、法務大臣として法務・検察行政刷新会議で議論されているテーマ以外のテーマを考えているか否かの確認
- (5) 検察官の定年延長についての法解釈変更の撤回及び先の通常国会の検察庁法改正案の内容を白紙に戻して再検討することが必要との考えに対する法務大臣の見解
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷
- ア 表現の自由の制限はいかなる場合に許されるかについての法務大臣の見解
- イ 新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷の広まりにより検査に行かないことや新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で陽性登録を控えることなどが起こり得るとの観点が表現の自由の制約事由となるかについての法務大臣の見解
- (7) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）
- ア COCOAの利用が進んでいない背景には誹謗中傷の恐れがあるのではないかと考えに対する厚生労働省の見解
- イ 陽性者の同意がなくても情報提供する仕組みにすべきとの考えに対する厚生労働省の見解

稲富修二君（立民）

- (1) 法務行政の信頼回復の取組についての法務大臣の覚悟
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関連した特殊詐欺
- ア 特殊詐欺の認知件数と最近の傾向、新型コロナウイルス感染症に関連した特殊詐欺の認知件数、全体の認知件数のうち同感染症に関連した特殊詐欺が占める割合及び詐欺の態様の変化
- イ 特殊詐欺及び新型コロナウイルス感染症に関連した特殊詐欺への対策とその効果
- ウ 特殊詐欺に対する抑止効果を高めるために詐欺罪の法定刑引上げ等の対策を検討する必要性についての法務大臣の見解
- (3) 万引き等の窃盗事犯
- ア 万引きの認知件数、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合及び新型コロナウイルス感染症流行後の当該割合の増減の傾向
- イ 集団による窃盗を抑止するために罰則の引上げを検討する必要性についての法務大臣の見解
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた留学生への対応並びに外国人の入国状況及び今後の入国緩和の見通し
- (5) 特定技能制度
- ア 制度開始時の受入れ見込み数及び現在「特定技能」の在留資格で在留している外国人数
- イ 改正入管法の附則に定められている施行から2年の見直しの時期が近付いていることを踏まえた制度の検討についての法務大臣の見解
- ウ 特定産業14分野には新型コロナウイルス感染症の影響を受けている宿泊や外食業の分野が含まれており、当初の受入れ見込み数と特定技能在留外国人数との乖離を考慮すると特定技能制度の在り方そのものを見直す必要があるのではないかと考えに対する法務大臣の見解

池田真紀君（立民）

- (1) 在留特別許可
- ア 在留特別許可の実態に対する法務大臣の認識
- イ 難民審査参与員の問題発言・行動に対する申入れを踏まえた難民審査の記録の質を向上させるための法務省の取組の状況

- ウ 令和元年度の送還忌避者のうち仮放免中の未成年者の人数
- エ 子供の人権に配慮した在留特別許可の在り方についての法務大臣の所見
- (2) 生殖補助医療に関する法整備
 - ア 法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会における検討の現状
 - イ 子の出自を知る権利についての法務大臣の所見
- (3) 子供の行方不明事案の課題に対する警察庁の認識
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関連する差別
 - ア 新型コロナウイルス感染症に関連する差別問題の現状と取組状況
 - イ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別をなくすために法務省から関係省庁間の連携を強化していく働きかけをすることについての法務大臣の所見

寺田学君（立民）

- (1) 在留特別許可
 - ア 在留特別許可の判断基準としての人道的配慮についての法務大臣の所見
 - イ 難病患者や日本で生まれたが在留資格のない外国人の子供に在留特別許可を与えている理由
 - ウ 人道とは何かについての法務大臣の認識
 - エ 在留資格のない子供たちについて特集したNHK番組「クローズアップ現代+」を法務大臣が視聴した事実の有無
 - オ 日本で生まれたが在留資格のない外国人の子供に対する人道的配慮の必要性についての法務大臣の所見
- (2) 本人の意思に反して引きこもりの人を連れ出そうとする「引き出し屋」をめぐる問題について人権擁護の立場に立つ法務省が当事者意識を持って取り組む必要性
- (3) 選択的夫婦別氏制度
 - ア 選択的夫婦別氏制度について法務大臣就任後に内閣総理大臣と話をした事実の有無
 - イ 政府が動向を注視することとしている「国会における議論」の趣旨
 - ウ 選択的夫婦別氏制度について検討を行う必要性が生じている背景
 - エ 選択的夫婦別氏制度について議論を行う際に問題となる「家族の在り方」についての法務大臣の所見
 - オ 夫婦同氏制度の趣旨

藤野保史君（共産）

- (1) 法の支配の内容についての法務大臣の認識
- (2) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否
 - ア 昭和8年に京都帝国大学法学部滝川幸辰教授がその学説を理由に著書の発禁処分や休職処分がなされた「滝川事件」の概要
 - イ 治安維持法の規定が罪刑法定主義の観点から見て抽象的であるとの滝川教授の指摘に対する法務大臣の見解
 - ウ 当時の政策に反対して弾圧された滝川事件と今般の任命拒否との類似性についての法務大臣の見解
 - エ 戦争に突き進む時代にそれに抗おうとして起こった滝川事件と今般の任命拒否が類似しているとの指摘に対する法務大臣の見解
 - オ 京都帝国大学官制第2条第2項の内容
 - カ 金森徳次郎氏を法務大臣が知っているか否かの確認
 - キ 国会での発言の重要性に対する法務大臣の見解

- ク 戦前に法制局長官を事実上罷免された者が戦後に憲法改正担当大臣となって学問の自由の重要性を語っていることについての法務大臣の認識
- ケ 今般の任命拒否についてイタリア学会抗議声明で「時の権力が『何が正しく、何が間違っているかを決めている』点において、ガリレオ裁判と変わらない」と批判していることに対する法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 性犯罪被害
- ア 父親が実の娘に対し性的暴行を加えたとして準強制性交等罪の成立が争われた事案に関する令和 2 年 11 月 4 日の最高裁判所の上告棄却決定は、刑法第 177 条の「暴行又は脅迫」の程度について、被害者の「抗拒を著しく困難ならしめる程度のもので足りる」とする昭和 24 年 5 月 10 日最高裁判所判決の解釈を変更したと解することの当否
- イ 昭和 24 年 5 月 10 日の最高裁判所判決について、過去の法務省刑事局長が「暴行又は脅迫」の程度として抗拒不能に陥ることまでは不要との趣旨と解している旨答弁したことの確認
- ウ 抵抗をし続けた結果、抵抗を諦めてしまった被害者が、抗拒不能でないとして無罪になる事案が生じる場合があることを踏まえた法改正検討の必要性についての法務大臣の見解
- エ 障害者に対する性犯罪に関する特別規定の創設の検討の必要性についての法務大臣の見解
- オ 諸外国と比較して著しく低い 13 歳である我が国の性交同意年齢の在り方についての法務大臣の見解
- (2) 離婚後の子供の親権
- ア 国連の児童の権利委員会による「日本の第 4 回・第 5 回政府報告に関する総括所見」において、離婚後の親子関係について定めた法令の法改正等を勧告されたことに対する法務大臣の見解
- イ 同総括所見において、児童相談所の一時保護について義務的司法審査を導入すべきとの勧告を受けたことを踏まえた法改正の必要性についての法務大臣の見解
- (3) 保護犬や保護猫をプリズンドッグ・キャットとして刑務施設等での受刑者の処遇に活用することについての法務大臣の見解

高井崇志君（国民）

- (1) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金が受給しやすくなるよう制度の見直しを行う必要性
- (2) 日本学術会議会員候補者の会員任命拒否
- ア 平成 30 年 11 月 13 日の内閣法制局及び法務省の資料において、内閣総理大臣の任命は形式的なものであるとする昭和 58 年政府答弁の日本学術会議法の解釈が変更されたか否かの確認
- イ 一連の法解釈をめぐる政府の説明の状況で本年 11 月 10 日の当委員会の法務大臣挨拶で述べた「法の支配の貫徹された社会」における法的安定性が担保されていると考えるか否かについての法務大臣の見解
- ウ 今回の解釈についての政府内の手続が適正に行われたか公表されない状態で法的安定性が担保されるか否かの確認
- エ 過去の国会答弁と異なる解釈であれば法的安定性が担保されないとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 選択的夫婦別氏制度
- ア 選択的夫婦別氏に関する世論調査をより頻繁に行う必要性
- イ 法務省から国会に対して議論の働きかけを行う必要性